

---

市町村の現場から寄せられた

---

# 選挙管理の実務に 関する Q & A

令和 6 年 版

## 令和6年版によせて

選挙の管理執行事務は、有権者が投じた貴重な一票を確実に政治に届けるために不可欠な手続であり、一連の事務手続は公職選挙法の規定に基づいて正確かつ公正に、瑕疵なく行われなくてはなりません。

しかし、もともと公職選挙法等の規定は技術的に詳細に規定され、そのうえ難解であることに加え、近年は法改正による規定の変更・新設が相次いだこと、そして期日前投票制度や不在者投票制度の利用者が選挙のたびに増加していることなどにより、選挙事務は複雑化の一途をたどっており、瑕疵なく執行することは決して容易なことではありません。さらに、投・開票所における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防への対応策が継続的に求められるようになったこともあり、取り分け市町村の選挙管理事務担当者への負担はますます大きくなっています。

にもかかわらず、地方自治体では人員不足や異動サイクルの短期化などを背景に、選挙管理委員会事務局の職員が選挙事務に熟達しづらいケースが増えています。その結果、選挙事務の執行に必要な知識や経験が不十分なまま、不安や疑問を抱えながら選挙に臨まざるを得ない職員が増えており、これが選挙事務におけるミス発生の一因となっているとの指摘もあります。

このような状況を受け、私たち一般社団法人選挙制度実務研究会は、その設立当初より選挙の管理執行の現場の実務を担う人材育成事業の一環として「選管サポート事業」をスタートしました。本事業は本研究会に会員登録をいただいている全国の選挙管理委員会の皆様からの質疑への回答や課題解決に、当研究会の選挙制度や選挙管理事務実務の専門家である理事などが直接回答するもので、事業開始以来、全国の選挙管理委員会の声として寄せられたさまざまな質問への回答や課題の解決に向けたサポートをしてまいりました。

令和3年(2021年)1月には、本事業に寄せられた現場における切実な質問とその回答をまとめた「市町村の現場から寄せられた 選挙管理の実務に関するQ&A 令和3年版」を発行、翌年には「令和4年版」、昨年には「令和5年版」と発行し、選挙管理事務に携わる多くの皆様にご利用いただいております。

本書は、令和5年版以降に新たに寄せられた質問とその回答をまとめたもので、これまで同様に選挙人名簿の調製、投・開票事務、選挙運動、政治活動など、選挙の管理執行事務に係るさまざまな質問を整理した上で、Q&A形式で各質問に対する本研究会の見解を紹介しています。

選挙の管理執行の現場での判断・対応は、いわゆる二者択一で判断せざるを得ませんので、ぎりぎりの判断をしているものもあり、各方面による解釈等と必ずしも一致しないものもあるかもしれないことも念頭に置いてください。

当然のことながら各質問にはそれぞれ固有、個別の背景があるため、本書で示した見解や回答が、必ずしも皆様の抱えている疑問や不安の解消に直接繋がるとは限りませんが、疑問の解消への一助として、これまでのものも含めご活用いただき、瑕疵のない円滑な選挙の管理執行の現場における実務に、お役立ていただければ幸いです。

令和6年10月

一般社団法人 選挙制度実務研究会

理事長 小島 勇人

# 目次

## 第1章 選挙管理事務

### 選挙人名簿

- 1 当該選挙人が選挙権を有しなくなった旨を選挙人名簿に表示すべき時期 …………… 14
- 2 転出者の転出先市での選挙人名簿の登録と転出元での登録の抹消との関係 …………… 15
- 3 転出先・転出元とも選挙人名簿に登録されていない選挙人の投票 …………… 17
- 4 転出者の4か月経過による選挙人名簿からの抹消と投票の可否 …… 18
- 5 転出先不明で職権消除された選挙人についての対応 …………… 18
- 6 期日前投票の期間中に定時登録日がある場合の対応 …………… 20
- 7 定時登録時点では失権者であったため登録を保留していた者を、失権期間満了後に登録する時点 …… 21
- 8 国外転出の届出をした者が、現実には未だ市内に居住し続けている場合の投票の可否 …………… 22
- 9 転出により転出先の市で投票することができないこととなる者に投票所入場券を送付した場合の対応 …… 23
- 10 現に使用していない改製前の選挙人名簿抄本の閲覧の可否 …………… 24
- 11 選挙人名簿抄本の閲覧停止期間に閲覧が認められる者 …………… 25

### 在外選挙人名簿

- 1 住民基本台帳に記録されていない国外居住者からの在外選挙人名簿の登録申請への対応 …………… 26

- 2 国外転出届をしていない者からの在外選挙人名簿登録申請への対応 …………… 27
- 3 公示日直前に在外選挙人名簿への登録の移転の申請があった場合の登録の移転時期 …………… 28
- 4 在外選挙人名簿に登録された者の姓が変わった旨の本籍地からの通知を受けた際の対応 …………… 29
- 5 在外選挙人証を在外選挙人に対し直接送付することの可否 …………… 30
- 6 100歳を超える在外選挙人名簿登録者の生存確認の可否 …………… 30

### 投票所・投票事務関係

- 1 ネーミングライツによる愛称を使用した投票所・開票所施設の名称表記 …………… 32
- 2 投票管理者・投票立会人の選任要件たる選挙権 …………… 33
- 3 同日選挙における投票管理者の兼任の可否 …………… 34
- 4 投票管理者の事前研修への出席に報酬を支払うことの可否 …… 35
- 5 期日前投票の期間中に新住所地で選挙時登録される者への前住所地からの投票所入場券送付の取扱い …………… 36
- 6 在外選挙人名簿から抹消されている者に係る在外投票の受理・不受理の決定 …………… 37
- 7 投票用紙を印刷する際の立会は必要か …………… 39
- 8 投票所へ任意の筆記具を持ち込み、それによる投票記載の可否 …… 40

## 投票録等

- 1 在外選挙人による郵便等投票数の投票録への計上 …………… 41
- 2 在外選挙人による指定在外選挙投票区における投票数の投票録への計上 …………… 41
- 3 国内における在外投票に係る調査への計上の要否 …………… 42

## 投票

- 1 引き続き証明書の交付申請の方法 …………… 43

## 期日前投票

- 1 期日前投票の宣誓書は選挙ごとに必要か …………… 44
- 2 1つの場所を期日前投票所と別の用途に併用することの可否 …………… 45
- 3 異なる選挙の重複する期間中における各選挙の期日前投票所を同じ場所に設置することの可否 …………… 46

## 不在者投票、代理投票

- 1 当該市町村における選挙が無投票となった場合の他市町村の選挙のいわゆる立ち寄りとする不在者投票受付時間 …………… 47
- 2 既に不在者投票用紙等が請求された病院から転院する場合の不在者投票の対応 …………… 48
- 3 封入されたまま投函された不在者投票の扱い …………… 49
- 4 外封筒等の記載内容に不備のある不在者投票の受理・不受理の決定 …………… 50
- 5 代理投票における選挙人本人の指示する候補者名を確認する方法 …………… 51

## 郵便等投票

- 1 郵便等投票証明書の交付申請書に添付する身体障害者手帳は原本が必要か …………… 52

## 開票事務関係

- 1 投票所入場券を誤って投票箱に投函してしまった場合の対応 …………… 54

## 立候補の届出

- 1 被選挙権の住所要件を満たさない者からの候補者届出 …………… 55
- 2 指定都市の市議会議員選挙に立候補する際の住所要件1 …………… 56
- 3 指定都市の市議会議員選挙に立候補する際の住所要件2 …………… 56
- 4 町外居住者が町議会議員選挙に立候補することの可否 …………… 57
- 5 辞職した前議員は、それにより執行することとなった補欠選挙に立候補できるか …………… 58
- 6 会計年度任用職員の地方公共団体の議会の議員への立候補に関する考え方 …………… 59
- 7 候補者氏名の漢字表記は統一すべきか …………… 61
- 8 現職議員が立候補する場合の候補者届出書に記載すべき職業 …………… 62
- 9 候補者届出書の記載内容 …………… 62
- 10 候補者届出書をパソコンで作成することの可否 …………… 63
- 11 実態不明の団体から所属党派証明書が出された場合の対応 …………… 64

## 当選人決定関係

- 1 同時選挙の各選挙の選挙会開催時期 …………… 65
- 2 候補者本人が当該選挙の選挙立会人になること可否 …………… 65

|  |    |   |    |
|--|----|---|----|
| 3 届出期限後の選挙立会人の変更<br>.....                              | 66 | 5 立候補予定者である現職の町長が<br>登場する町のPR動画をディスプレイ<br>により映像と音声を流すことは事前<br>運動に当たるか ..... | 84 |
| 4 候補者の被選挙権の確認に係る本<br>籍地照会の回答が選挙会に間に合<br>わない場合の対応 ..... | 67 | 6 候補者となる前の個人演説会の公<br>営施設の仮予約の可否 .....                                       | 85 |
| 5 指定都市の市議会議員は市外に転<br>出した場合、失職するのか .....                | 68 | 7 政治団体による事前運動との通報<br>への対応 .....   | 86 |
| 6 市と請負関係にある当選人の失格<br>.....                             | 69 |   |    |

### その他の選挙管理事務

|   |    |   |    |
|---|----|---|----|
| 1 任期満了直前に町議会が解散され<br>た場合の選挙事由 .....           | 71 | 1 市長による私的な祝電の可否 .....                                     | 87 |
| 2 便乗補欠選挙執行の可否 .....                           | 73 | 2 選挙運動期間中に候補者が選挙<br>区内の学校の卒業式や入学式に祝<br>電を送ることの可否 .....    | 88 |
| 3 同日選挙執行の際の注意点 .....                          | 74 | 3 町が町長名義により町内の高齢者<br>に敬老の日のカードを送ることの可否<br>.....           | 89 |
| 4 定数2人の補欠選挙において立候<br>補者が1人しかいない場合の対応<br>..... | 75 | 4 知事選挙の候補者の選挙運動用<br>通常葉書に推薦人として村長の氏名<br>を記載しても問題ないか ..... | 90 |
| 5 警察から照会された特定選挙人の<br>投票の有無を回答することの可否<br>..... | 75 | 5 選挙人の勤務先に選挙運動用通<br>常葉書を送付することの可否 .....                   | 90 |
| 6 「選挙長の執務する場所」を告示<br>しなくてもよいか .....           | 76 | 6 町商工会による推薦人決定通知送<br>付の注意点 .....                          | 91 |

## 第2章 選挙運動

### 事前運動

|  |    |   |    |
|--|----|---|----|
| 1 市営公園内で政党によるアンケート<br>を行うことの可否 .....                   | 80 | 1 立候補予定者による個人演説会開<br>催の事前告知ビラの配布の可否<br>.....      | 93 |
| 2 市議の後援会が参議院議員選挙<br>立候補予定者を文書で後援会員に<br>紹介することの可否 ..... | 81 | 2 選挙運動用ビラに公職の名称を表<br>示したシールを追加して貼ることの<br>可否 ..... | 94 |
| 3 公示日直前に政党が立候補予定者<br>のビラをポスティングすることの可否<br>.....        | 82 | 3 推薦してくれた団体の名称等を選<br>挙運動用文書図画に記載することの<br>可否 ..... | 94 |
| 4 立候補が噂されている人物による<br>街頭演説への対応 .....                    | 83 | 4 自らの選挙運動用ビラに他の選挙<br>の候補者の氏名を書くことは問題な<br>いか ..... | 95 |

### 文書図画(挨拶状・葉書)

### 文書図画(ビラ)

## 文書図画(ポスター)

- 1 選挙運動用ポスターに法定記載事項の記載漏れがあった場合、シールを貼って補足することは差し支えないか …………… 96
- 2 ポスター・ビラへ記載する印刷者が個人事業主である場合の記載 …… 97
- 3 選挙運動用ポスターの作成をデザイン会社が受託した場合において、印刷のみ下請けに出した場合、誰を「印刷者」としてポスターに記載するのか …………… 98
- 4 ポスター掲示場以外の場所における選挙運動用ポスター掲示の可否 …………… 99
- 5 選挙運動用ポスターに同一政治団体に所属する他の候補者の写真等を掲載することの可否 …………… 100
- 6 市議会議員選挙の候補者の選挙運動用ポスターに現職市長の氏名と顔写真等を掲載してよいか …… 101

## 文書図画(インターネット)

- 1 市長による公式YouTube動画の配信 …………… 102
- 2 選挙運動用動画のオンライン配信の可否 …………… 103
- 3 インターネット広告による選挙運動の可否 …………… 104
- 4 選挙公報を候補者自身のホームページに掲載することの可否 …… 105

## 文書図画(選挙公報)

- 1 期日前投票所等への選挙公報の配置の可否 …………… 106
- 2 補完措置として行う選挙公報の各戸へのポスティング期限 …… 107

## 文書図画(その他)

- 1 選挙運動期間中の政治的見解に係るビラの新聞折込の可否 …… 108
- 2 市議会議員選挙候補者のリーフレットに現職市長のメッセージを記載することの可否 …………… 110

## 演説会等

- 1 個人演説会へ地方公務員が参加することの可否 …………… 111
- 2 公共施設の敷地内で街頭演説を行うことの可否 …………… 112
- 3 廃校施設の校庭での個人演説会開催の可否 …………… 112
- 4 公共施設敷地内で街頭演説を行ってもよいか …………… 113
- 5 市議会議員選挙の候補者による自治組織である区が所有する区民館での演説会開催の可否 …… 114

## 政見放送

- 1 政見放送のネット配信と放送との関係 …………… 115
- 2 市議会議員等において自らの政見をネットで配信することの可否 …………… 116

## 選挙事務所

- 1 閉鎖した選挙事務所の利用に制限はあるか …………… 117
- 2 自治区公民館を選挙事務所として利用することの可否 …………… 118
- 3 市議会議員選挙の候補者が市外に選挙運動事務所を設置することの可否 …………… 119

## 選挙公営

- 1 特殊乗車券の通用区間の判断 …………… 120

|   |                                   |     |
|---|-----------------------------------|-----|
| 2 | 公費負担請求権を債権譲渡することの可否               | 121 |
| 3 | 供託金没収対象者の選挙運動用葉書及び個人演説会会場費の公費負担   | 122 |
| 4 | 1台の選挙運動用自動車に2人の運転手を雇用した場合の公費負担    | 122 |
| 5 | 選挙運動用自動車の運転手を雇用する際の契約は、運転手個人との契約か | 123 |

## 寄附の禁止等

|   |   |     |
|---|---|-----|
| 1 | 寄附の禁止に係る「当該選挙区」の解釈                              | 124 |
| 2 | 選挙に関し寄附が禁じられている国や地方公共団体と「請負その他特別の利益を伴う契約の当事者」とは | 125 |
| 3 | 立候補予定者の会社設立パーティーにおいて政治活動用チラシの配布と食事の無償提供の可否      | 126 |
| 4 | 団体が主催する意見交換会に参加した国会議員に対し弁当や茶を提供することの可否          | 127 |
| 5 | 町長の写真及び氏名が記載されたトレーディングカードの販売の可否                 | 128 |
| 6 | 町内の夏祭りに議会名義で寄附をすることは問題ないか                       | 129 |
| 7 | 町が町内の高齢者に町長の氏名を表示して敬老の日の記念品を贈ることの可否             | 130 |
| 8 | 現職の議員が母校の同窓会に寄附することの可否                          | 130 |
| 9 | 市長や市議会議員によるクラウドファンディングの可否                       | 131 |

|    |                                  |     |
|----|----------------------------------|-----|
| 10 | 公職にある者による選挙区内でのバザー開催と寄附の関係       | 132 |
| 11 | 市議会議員のボランティア活動は寄附に該当するか否か        | 133 |
| 12 | 前市長が理事長を務める社会福祉法人から市が寄附を受けることの可否 | 134 |
| 13 | 選挙事務所を無償貸与することの可否                | 134 |
| 14 | 議員が出産祝いを受け取ることの可否                | 135 |

## 選挙運動費用

|   |  |     |
|---|--|-----|
| 1 | 親族には選挙労務者として報酬を支払うことができないのか            | 136 |
| 2 | 選挙運動のために使用する事務員にポスター貼りの労務をさせた場合の報酬の支払い | 137 |
| 3 | 選挙運動用自動車の運転労務の無償提供を収支報告書に計上するか否か       | 138 |
| 4 | 報酬を支給する事務員等の届出書の開示請求への対応               | 139 |

## その他

|   |                                       |     |
|---|---------------------------------------|-----|
| 1 | 議員本人や関係者による公職の選挙以外の推薦を求めるための戸別訪問の可否   | 141 |
| 2 | 複数の公職の候補者が共同して選挙運動を行うことの可否            | 142 |
| 3 | 候補者が選挙運動員らとともに早朝交差点の歩道に立っておじぎをすることの可否 | 143 |
| 4 | 停車中の選挙運動用自動車の傍らで候補者が「挨拶」行為をすることの可否    | 143 |



- 5 候補者が当該選挙の期日前投票の投票管理者を選挙運動用自動車の運転手として雇用することの可否 ..... 144
- 6 選挙運動員や労務者として外国人を採用することの可否 ..... 145
- 7 市の職員(徴税の吏員)が県議会議員選挙の立候補者の選挙運動を手伝うことの可否 ..... 146
- 8 市職員の中から選任された投票管理者の職務代理者による選挙運動の可否 ..... 147

- 4 公共施設に掲示された平常時の政治活動用ポスター撤去の可否 ..... 157

### 文書図画(看板・のぼり旗等)

- 1 政党名入りののぼり旗の使用やTシャツ着用の可否 ..... 158
- 2 スローガンの書かれたのぼり旗の告示日以降の撤去の可否 ..... 159
- 3 政治活動用事務所の立札・看板の証票に係る有効期間の変更 ..... 160
- 4 政治活動用看板への夜光塗料使用の可否 ..... 161
- 5 他の市町村内に設けた政治活動用事務所において政治活動用看板を設置することの可否 ..... 162

## 第3章 政治活動

### 文書図画(ビラ)

- 1 平常時の政治活動用ビラだとするものの頒布の可否 ..... 150
- 2 後援会設立チラシのポスティングやそれに伴う戸別訪問の可否 ..... 151
- 3 県議会議員選挙期間中に政治団体が政治活動用ビラを頒布することの可否 ..... 152
- 4 現職の市長が自身の後継者を公募するビラを作成し、頒布することの可否 ..... 153

### 文書図画(その他)

- 1 後援会加入に対する礼状を候補者の親族や後援会の名義で出すことの可否 ..... 163

### その他

- 1 町議選に立候補を予定する地方公務員が退職前に後援会を立ち上げることは差し支えないか ..... 164
- 2 現職市長の公務と政務との線引き ..... 165
- 3 立候補予定者が自らの政治活動用事務所の政治活動用看板の横での挨拶 ..... 167
- 4 立候補予定者の政治活動用動画が選挙運動期間中にあたりYouTube広告で配信されることの可否 ..... 168
- 5 町が所有し、地元の自治会で管理する施設を選挙の準備に使用させることの可否 ..... 168

### 文書図画(ポスター)

- 1 平常時における立候補予定者の顔写真とキャッチコピーが掲載されたポスターは事前運動用ポスターとなるか ..... 154
- 2 立候補予定者の氏名のみを掲示責任者として記載した政治活動用ポスターの掲示板への掲示の可否 ..... 155
- 3 後援団体以外の政党等のいわゆる2連ポスターの掲示期間 ..... 156

- 6 選挙の告示前に立候補予定者の後援会からの、支援者の紹介を求め葉書を送ることの可否 …………… 170
- 7 県議会議員選挙の無投票が確定した告示日以降、時期近接して執行される町議会議員選挙の立候補予定者の政治活動の可否 …………… 171

## 選挙区

- 1 「選挙区がないとき」とは、どのような状態か …………… 182

## 第4章 その他

### 選挙管理委員会

- 1 選挙管理委員会委員と区長代理との兼職 …………… 174
- 2 選挙管理委員会委員長を選挙長に選任する際の議決 …………… 175
- 3 選挙管理委員会委員長が亡くなった際の対応 …………… 176

### 選挙啓発

- 1 高校生による選挙啓発活動の可否 …………… 178
- 2 市が主導して行う投票済証明書による商店等での割引サービスの可否 …………… 178
- 3 投票済証明書による割引キャンペーンを選挙管理委員会が主導することの可否 …………… 179
- 4 投票済証明書にご当地キャラクターのイラストを印刷することの可否 …………… 180
- 5 選挙啓発の一環として抽選で回答者へ景品を提供するアンケートを実施することの可否 …………… 180

### 公民権停止期間

- 1 公選法違反による公民権停止の期間の短縮 …………… 181

— 凡 例 —

●法令名・略称については以下の通りです

公選法 ……………公職選挙法

公選令 ……………公職選挙法施行令

公選則 ……………公職選挙法施行規則

在外則 ……………在外選挙執行規則

ポ17次 ……………選挙関係実例判例集(ポケット判例)  
第十七次改訂版(ぎょうせい 刊)

逐条解説 令和3年改訂版

……………逐条解説 公職選挙法

令和3年改訂版(ぎょうせい 刊)



第 1 章  
選舉管理事務

## 選挙人名簿

〔当該選挙人が選挙権を有しなくなった旨を選挙人名簿に表示すべき時期〕

**Q1** 当市では、選挙時登録の処理日以降について、法第11条（選挙権及び被選挙権を有しない者）第3項による通知が届いたとしても、直近の選挙が執行されるまで、その通知の内容が失権・復権にかかわらずその処理を行わない運用としていました。しかしながら、法第27条第1項<sup>（※）</sup>によると、法第11条もしくは政治資金規正法第28条の規定により、選挙権を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならないとされているため、選挙時登録における処理日以降であっても、失権・復権の処理を行うよう運用を改めようとしているところです。この考えで間違いないでしょうか。

※第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

**A.** 選挙権を有しなくなったことを知った場合、直ちにその旨を選挙人名簿に表示しなければなりません。

公選法第27条第1項は、その時点において選挙人名簿に登録されている者に係る同法第11条第1項、第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなったことを同法第11条第3項又は第29条第1項の規定による通知により知った場合には、直ちに、選挙人名簿にその旨を表示しなければならないことを定めています。したがって、設問にあるように表示すべきときは、選挙時登録の時期に左右

されるものではありません。選挙時登録の対象とされる者について、国籍要件・年齢要件・住所要件をそれぞれ選挙期日、登録の基準日において満たしつつ、かつ、欠格期間が経過している場合においても当該欠格に係る自由刑執行終了通知や仮釈放期間満了通知に接していないときは、実務上は登録を保留することとなります。

一方、選挙人名簿に登録した日以後に、当該登録において登録されなかった者について「当該登録の際に選挙人名簿に登録される資格を有し、かつ引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知った場合」には、公選法第26条の規定によりその者を直ちに補正登録し、その旨を告示しなければなりません。

(公選法第11条、第27条、第29条関係)

【転出者の転出先市での選挙人名簿の登録と転出元での登録の抹消との関係】

Q<sub>2</sub>

令和4年7月10日に参議院議員通常選挙の執行が予定されていますが、本町の選挙人名簿に登録されていた選挙人が令和4年3月30日に他市へ転出しました(転出先の市への転入届出日は3月31日)。今回の参議院議員通常選挙の選挙時登録の基準日・登録日が6月21日であるため、当該転出者については「二重登録照会が必要な対象者」ではないと考えていたところ、転出先の市から「県議会議員の補欠選挙が7月10日に執行(7月1日告示、当該補欠選挙の選挙時登録の基準日・登録日は6月30日)されるため、当該者について選挙人名簿に登録する予定がある」旨の通知が届きました。

今回の場合、参議院議員通常選挙の登録の基準日・登録日の時点では当該者は、転入届出日から3か月経過をしていないため、転出先の選挙人名簿には登録されませんが、県議会議員の補欠選挙の選挙時登録の時点においては被登録要件を満たすため、選挙人名簿に登録されるため、その登録があったときに転出元の本町の選挙人名簿から抹消する、との取扱いをするという理解でよろしいでしょうか。